

千葉県総合計画の政策評価に関する有識者懇談会組織・運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、総合計画政策評価要綱第4条に規定する千葉県総合計画の政策評価に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(委員の所掌事務)

第2条 懇談会の委員は、知事への報告を経た政策評価の過程で行う評価の結果及びその活用等について、意見を述べるものとする。

(組織及び委員)

第3条 懇談会は、委員5名以内で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が選任する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 懇談会に委員長を置き、委員長は懇談会の議事を進行する。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を行う。

(懇談会の開催)

第5条 懇談会は、総合企画部長が委員を招集し開催する。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、総合企画部政策企画課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、総合企画部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。